

標準報酬月額産前産後休業終了時改定申出書

| | | | |
|--------------------------|----------|------------------|-----|
| 組合員の氏名 | | 組合員番号 (職員コード) | |
| 所 属 | (Tel -) | | |
| 産前産後休業期間 | 初 日 | | 末 日 |
| 産前産後休業に係る子の氏名 | | 産前産後休業に係る子の生年月日 | |
| 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 | | | |
| 所 属 長 | 職 名 | | 印 |
| | 氏 名 | | |
| 産前産後休業終了時の標準報酬月額(短期) | | 級 | 円 |

地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、標準報酬月額を改定することを申出ます。

札幌市職員共済組合理事長 様
(所属所長 様)

※ 申出書の提出先は、給与支給担当課(企業局職員は各総務課、その他の職員は総)勤労課)です。

令和 年 月 日

申 出 者 氏 名

【留意事項】

- 産前産後休業終了後に引き続き育児休業を取得した場合は、申出できません。
- 産前産後休業の終了日の翌日(復職日)の属する月の翌々月の末日が提出期限です。(例えば4月10日で産前産後休業を終了し、4月11日復職の場合は6月30日が提出期限です。)
- 産前産後休業終了日において、休業にかかる子を養育していることが要件となります。
- 報酬が増えた場合は、標準報酬月額が増額改定されることがあります。
- 申出の有無に係らず、随時改定の要件を満たす場合は随時改定が適用されます。
- 3歳未満の子を養育する期間の年金計算に用いる標準報酬月額の特例措置を受ける場合は、別途共済組合に対して申出が必要となります。

【算定方法】

産前産後休業終了日の翌日の属する月から翌々月までの3か月間の報酬月額の平均(支払基礎日数17日未満の月を除く。)に基づき、その翌月から適用される標準報酬月額を算定します。

注) 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、出産による特別休暇を取得した期間であること。

(処理確認欄)

| | |
|---------|------|
| 給与支給担当課 | 共済組合 |
| | |